

# 大分県報

令和七年  
七月三日  
（四八）

（木曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正……………一

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第十五号

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程（平成六年大分県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

第四号様式の二備考4(2)中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

第五号様式備考4(2)中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

第六号様式その二（別紙）備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改め、「＝車価」を削り、同様式その三（別紙）備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。  
（適用区分）

2 この告示による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。